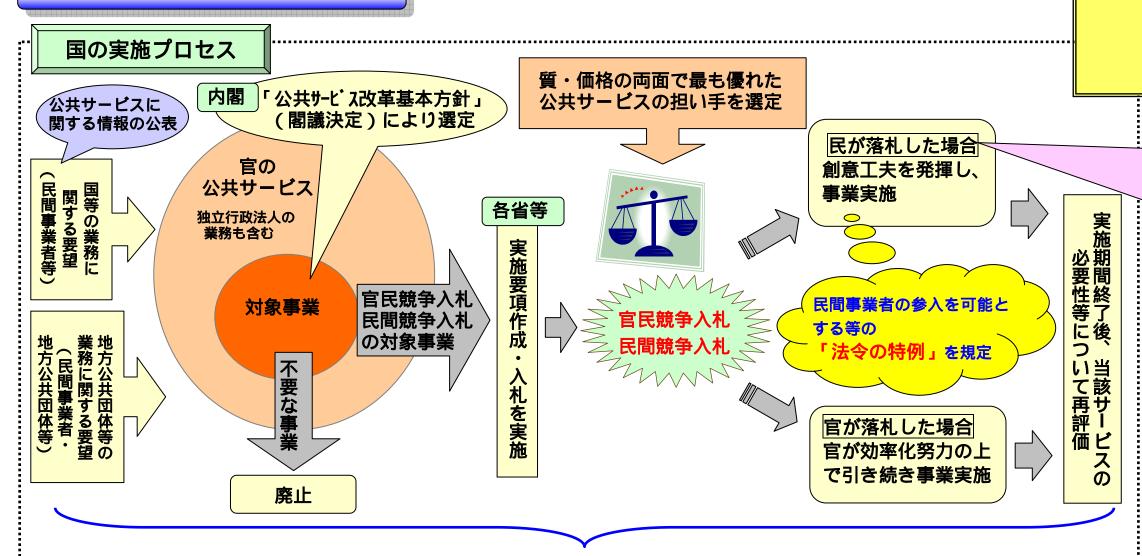
「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」

法律の趣旨・理念

「簡素で効率的な政府」を実現する観点から

- > 「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化
- ▶ 公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの不断の見直しを行い、 「競争の導入による公共サービスの改革」を推進
- ▶ 具体的には、官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の 創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現 (他方で、不要な公共サービスは廃止する)

法律の概要



「官民競争入札等監理委員会」(委員長:落合誠一東京大学教授)がプロセスの透明性・中立性・公正性を確保 「公共サービス改革基本方針」「官民競争入札実施要項」の審議等

「官民競争入札」とは・・・

公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争 入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービ スの提供を担う仕組み

米国、英国、豪州等で既に実施

<地方公共団体の官民競争入札等>

国は、地方公共団体の要望を踏まえ、「基本方針」において、民間事業者の参入を可能とする等の「法令の特例」を定めることなど、地方公共団体の取組を可能とする環境整備を図る

地方公共団体が官民競争入札・民間競争入札を実施するか否かは各地方公共団体の自主的な判断。

<民間事業者の適正かつ確実な実施を確保>

確保すべき公共サービスの質(要求水準)を 「実施要項」で明確化

法律で入札参加資格について明記

守秘義務やみなし公務員規定

事業者の監督(報告徴収、立入検査、必要な措置をとるべきことの指示)

<人の移動を円滑化するための措置>

民間事業者が落札した場合の国家公務員の処 遇は、配置転換と新規採用の抑制が基本 民間事業者との間で人の移動を円滑化するため、公務員が退職し落札事業者に雇用されて公 共サービスに従事した後、公務に復帰した場合、退職手当の算定について、国家公務員としての在職期間を通算する旨を規定

公共サービス改革基本方針

基本方針の位置づけ

「公共サービス改革基本方針」は、公共サービスの改革に関する政府の取組みの共通の指針、及び 廃止や官民競争入札、民間競争入札に関する対象事業等を定めるもの

最初の基本方針を平成 18 年 9 月 5 日に閣議決定。対象事業の追加等のための基本方針の改定を同年 12 月 22 日に閣議決定。

共通の指針

公共サービスの不断の見直し、質の維持向上・経費の削減

公共サービスの質の確保、事業の適正な実施

地方公共団体が実施する官民競争入札・民間競争入札

入札の対象となった公共サービスについて、実施期間後の実施のあり方に関する評価

官民競争入札等監理委員会(公正中立な立場で、能動的積極的な審議を実施)

公務員の処遇

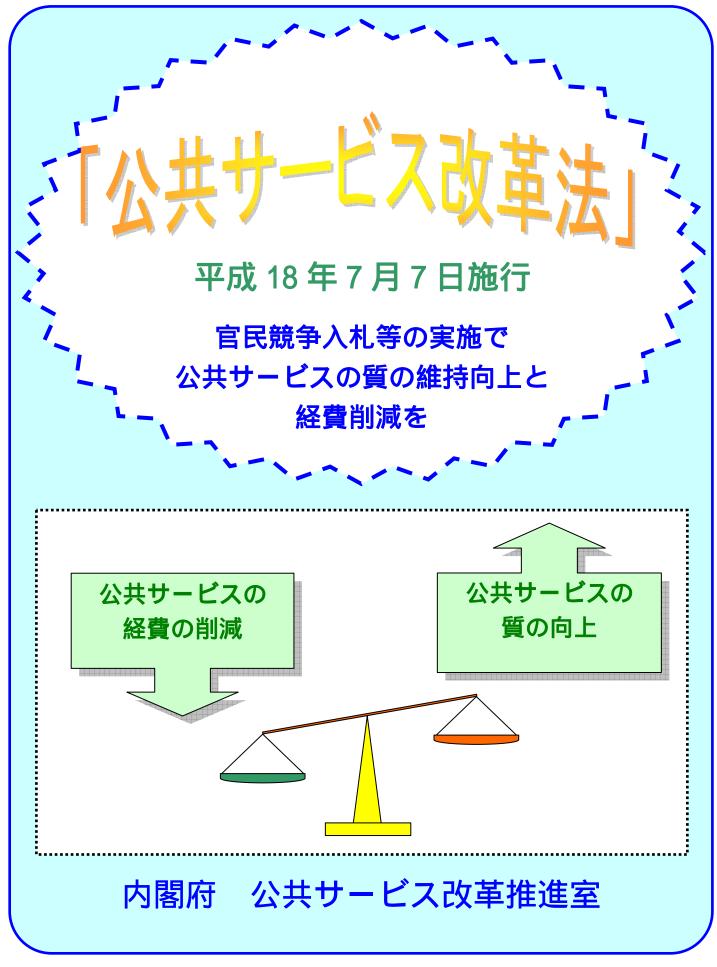
等

学業書象校

黒子は平成 18 年 9 月 5 日閣議決定 青字は平成 18 年 12 月 22 日閣議決定による対象事業の追加等

- 1.統計調査業務・・・総務省所管の指定統計調査(科学技術研究調査等) 各府省の指定統計調査等 の民間開放に向けた検討
- 2.登記関連業務・・・登記事項証明書の交付、登記簿の閲覧等の事務、不動産登記法等の特例を措置
- 3.国民年金保険料収納事業・・・法33条で国民年金法等の特例を措置
- 4.ハローワーク関連事業(「人材銀行」事業、「キャリア交流プラザ」事業、求人開拓事業)
- ・・・法32条で職業安定法の特例を措置
- 5.独立行政法人の業務
- ·(独)雇用能力開発機構
- ・・・アピリティガーデン、私のしごと館
- ・・・職業能力開発促進センターが行う在職者訓練。真に必要性の認められるもの以外は廃止。
- ·(独) 国際交流基金···日本語研修事業、文化交流事業等
- ・(独)日本学生支援機構・・・東京国際交流館(プラザ平成) 国際交流会館(留学生の宿泊施設) の運営・管理業務等
- ・(独)国立大学財務・経営センター・・・キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務 について廃止
- ・(独) 情報処理推進機構・・・情報処理技術者試験事業の試験実施業務等
- 6.窓口関連業務
- ・・・車庫証明関係、旅券関係、国民健康保険、介護保険
 - (注)戸籍謄本等の交付の請求の受付・引き渡しは、地方公共団体の業務であり、又、既に法律の特例(法 34条)を設けていることから、基本方針には記載されていない
- 7. 徵収関連業務
- ・・・国民健康保険料等の納付の促進等

今後とも、法に定められた手続きに則り、民間事業者、地方公共団体等の要望等 を踏まえ、基本方針の改定により、公共サービスを不断に見直し、対象事業を逐次 拡大。その際、必要に応じて、「法令の特例」を追加



【問い合わせ先】

内閣府 公共サービス改革推進室

〒100 - 0014 東京都千代田区永田町 1 - 11 - 39 永田町合同庁舎 1 階

電話 03-5501-1876 (平日10:00~12:00 13:00~17:00)

法律条文、公共サービス改革基本方針等は下記の 内閣府のホームページで公開。

http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html